

## ○桜井宇陀広域連合辞令式規程

平成9年3月31日

訓令甲第6号

改正 平成19年4月1日訓令甲第1号

(通則)

第1条 任命権者の発する辞令に関しては、別段の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 現に職員でない者を新たに職員の職に任命する場合をいう。
- (2) 昇任 職員を現に有する職より上位の職に任命する場合をいう。
- (3) 降任 職員を現に有する職より下位の職に任命する場合をいう。
- (4) 転任 任命権者を異にして、昇任及び降任以外の方法により職員を他の職に任命する場合をいう。
- (5) 配置換 同一の任命権者のもとで、昇任及び降任以外の方法により職員を他の職に任命する場合をいう。
- (6) 併任 採用、昇任、転任、配置換又は降任の方法により現に職に任命されている職員をその職を保有させたまま、他の職に任命する場合をいう。

(辞令の記載事項)

第3条 辞令は、次に掲げる事項につき、当該順序により記載するものとする。

- (1) 前書き
- (2) 本文
- (3) 末文

(辞令の前書き)

第4条 辞令を発せられる者の表示は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 採用の場合は、氏名のみを記載する。
- (2) 現に職員たる者(休職者を除く。)に発する場合は、氏名にその職名を冠記する。ただし、職種を明らかにする必要があるときは、職種の名称を併記することができる。
- (3) 委嘱の場合は、敬称「殿」を記載するものとする。
- (4) 休職者又は退職者に発する場合は、氏名にその休職又は退職前の職名を次のように記載する。
  - ア 休職者 休職桜井宇陀広域連合……
  - イ 退職者 元桜井宇陀広域連合……
- (5) 遺族に発する場合は、氏名に死亡直前の職名及び氏名並びに続柄を次のように冠記する。

故 桜井宇陀広域連合…… 氏 名  
続柄  
遺族 氏 名

(辞令の本文)

第5条 辞令の本文の文例は、別表によるものとする。

(辞令の末文)

第6条 日付は、発令の日による。

2 発令者の表示は、すべて任命権者名とする。

3 辞令には、任命権者印をもって任命権者名の次に押印するものとする。

(法令、条例、規則等に基づく任命)

第7条 法令、条例、規則等に基づいて職員が自動的に任命される場合であっても、当該職員に対しては、文書、口頭その他適当な方法により了知させるものとする。

(同一日、同一人の2人以上の異動)

第8条 同一人に係る発令日を同じくする2つ以上の異動については、同一の辞令によることができる。この場合においては、これらの異動内容を併せて記入するものとする。

(併任されている職員の通知)

第9条 任命権者を異にする職に併任されている職員についてこの辞令式に該当する事実が生じた場合においては、広域連合長は、前各条の規定によるほか、併せて他の任命権者にその旨通知しなければならない。

(辞令等が交付できない場合)

第10条 辞令の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を広報に記載することをもってこれに替えることができるものとし、記載された日から2週間を経過したときに辞令の交付があったものとみなす。

(辞令様式)

第11条 辞令様式は、別記様式による。

(前職、兼任及び兼職の消滅)

第12条 前職、兼職の場合においては、辞令に表さない場合であっても、前職及び前職の兼任、兼職及び兼務は、消滅する。

(特例)

第13条 この規程により難しいもの又はこの辞令式に定めがないものについては、その都度別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令甲第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	辞令様式の文例	備 考
1 採 用	桜井宇陀広域連合〇〇に任命する 行政職給料表〇級〇号給を支給する 〇〇課勤務を命ずる	
2 臨時的任用	桜井宇陀広域連合〇〇に採用（臨時的任用を更新）する 任用期間は〇年〇月〇日までとする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間を更新する場合は、改めて発令するものとし、勤務する所属の記載を要しないものとする。</li> </ul>
3 委 嘱	桜井宇陀広域連合〇〇に委嘱します 報酬〇額〇〇円を給します	
4 昇 任	〇長に補する 行政職給料表〇級〇号給を給する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認の際に職務の級及び号給に異動のない場合は、給与の発令はしないものとする。</li> </ul>
5 転 任	(1) 職種変更の場合 1と同様とする (2) 出向させる場合 〇〇部局へ出向を命ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職種変更とは、一般行政職へというように、資格、免許等を異にする職への変更をいう。</li> <li>・出向とは、任命権者を異にして職員を他の職へ任命する場合をいう。</li> </ul>
6 配 置 換	(1) 役付職員の場合 〇〇課長に補する (2) (1)以外の場合 〇〇課勤務を命ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の役付職員に変更の場合は、新補職命令をもって旧補職命令を解いたものとする。</li> <li>・新所属命令をもって旧所属命令は解いたものとする。</li> </ul>
7 兼 職	(1) 兼職を命ずる場合 兼ねて〇〇課長に補する (2) 兼職を解く場合 〇〇課兼職を解く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼職が2以上にわたる場合は、「〇〇兼〇〇」の次に「兼」を再記しない。</li> <li>・兼職を基にして発する場合は、氏名にその兼職にかかる職名のみを冠記する。</li> </ul>

8 兼 務	<p>(1) 兼務を命ずる場合 兼ねて〇〇課勤務を命ずる</p> <p>(2) 兼務を解く場合 〇〇課兼務を解く</p>	<p>・兼職の場合と同様に取り扱う</p>
9 職 務 代 行	<p>(1) 事務取扱を命ずる場合 〇〇課長事務取扱を命ずる</p> <p>(2) 事務取扱を解く場合 〇〇課長事務取扱を解く</p> <p>(3) 心得を命ずる場合 〇〇課長心得を命ずる</p> <p>(4) 心得を解く場合 〇〇課長心得を解く</p>	<p>・事務取扱は、上位の職務の職にある職員をその職を保有させたままで、下位の職務の職を代行させる場合をいう。</p> <p>・心得は、下位の職務の職にある職員をその職を保有させたままで、上位の職務の職を代行させる場合をいう。</p> <p>・心得を命ぜられた者が、その命ぜられた職へ昇任した場合は、その補職命令をもって心得を解いたものとする。</p>
10 派 遣	<p>〇〇（県、市、町、村）に派遣を命ずる</p> <p>派遣期間は、〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日までとする</p>	<p>・地方自治法第252条の17の規定に基づいて職員を派遣する場合をいう。</p> <p>・職員の派遣を受ける場合は、採用の例によるが、氏名に前職名を冠記する。</p>
11 昇 給	<p>(1) 普通昇給の場合 行政職給料表〇級〇号給を給する</p> <p>(2) 特別昇給の場合 桜井宇陀広域連合一般職の職員の給与に関する条例の規定により行政職給料表〇級〇号給を給する</p>	<p>・発令は、昇給通知書により行うものとする</p> <p>・給料月額が最高号給を超えている場合は「行政職給料表〇級特に〇〇円を給する」と発令するものとする。</p>
12 昇 格	<p>行政職給料表〇級に決定する 〇号給を給する</p>	<p>・昇格、昇給を併せて行う場合も、この例によるものとする。</p>
13 降 任	<p>地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により〇〇に降任する</p>	<p>・降任に伴う職務の級及び号級に異動のない場合は、給与の発令は要しないものとする</p>

	行政職給料表○級に決定する ○号給を給する ○○課勤務を命ずる	する。 ・降任に伴う勤務場所等に異動のない場合、所属の発令は要しないものとする。
14 分限免職	地方公務員法第28条第1項第○号の規定により免職する	
15 休 職	(1) 休職させる場合 地方公務員法第28条第2項第○号(桜井宇陀広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第2条)の規定により向こう○年○(月)間(○年○月○日から○年○月○日までの間)休職を命ずる 桜井宇陀広域連合一般職の職員の給与に関する条例の規定により休職の期間中給料、扶養手当、地域手当及び住居手当)の100分の○(給与の全額)を給する (2) 復職させる場合 復職を命ずる ○○課勤務を命ずる	・休職の期間中給与を支給しない場合は、その旨を発令するものとする。 ・休職者が併任されている場合、休職発令をもって併任が解かれたものとする。 ・職名の発令により、勤務する所属が明らかになる場合は、勤務する所属の発令は要しないものとする。
16 戒 告	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により戒告する	
17 減 給	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により向こう○月(日)間(○年○月○日から○年○月○日までの間)1月につき給与月額(日額)○分の1(○○)を減給する	
18 停 職	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により向こう○月(日)間(○年○月○日から○年○月○日までの間)停職を命ずる	
19 懲戒免職	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により免職する	
20 失 職	地方公務員法第16条第○号に	

	該当し、同法第28条第4項の規定により失職したので通知する	
21 依 願 退 職	辞職を承認する	
22 定 年 退 職	桜井宇陀広域連合の職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職となる	
23 育 児 休 業 の 承 認	育児休業を承認する (期間は〇〇までとする)	地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第3項の規定によって育児休業を承認する場合をいう
24 育 児 休 業 期 間 延 長	育児休業の期間の延長を承認する (期間は〇〇までとする)	地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第3項の規定によって育児休業の期間の延長を承認する場合をいう

様式 略